

児童扶養手当 について

児童扶養手当を受給するためには

申請が必要です。

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童や、父母が政令で定める程度の障がいのある児童が心身ともに健やかに育成されることを目的として、その児童を監護している父または母や、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。※所得制限あり。

【現況届のお知らせ】

手当を受けている方(支給停止の方を含む)は、毎年8月に現況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を審査するもので、この届を提出しないと11月分以降の手当を受けることができません。2年間、この届が未提出ですと、受給権が消滅してしまいます。

受付期間

8月1日(木)～8月30日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日・振休は除く)

※8月13日(火)は、町民税務課のみ午後7時まで受け付けます。

受付場所

町民税務課、今庄事務所、
河野事務所

問合せ

町民税務課
☎0778-47-8015

特別児童扶養手当 について

特別児童扶養手当を受給するためには

申請が必要です。

精神または身体に障がいを有する児童を監護している父または母や、父母に代わって児童を養育している方に支給されます。※所得制限あり。

【所得状況届のお知らせ】

手当を受けている方(支給停止の方を含む)は、毎年、所得状況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を審査するもので、この届を提出しないと8月分以降の手当を受けることができません。2年間、この届が未提出ですと、受給権が消滅してしまいます。

受付期間

8月9日(金)～9月11日(水)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日・振休は除く)

※8月13日(火)は、町民税務課のみ午後7時まで受け付けます。

受付場所

町民税務課、今庄事務所、
河野事務所

問合せ

町民税務課
☎0778-47-8015



通学路に面するブロック塀等の 除却費用を一部補助します

町では、通学路に面するブロック塀等の倒壊などによる事故を未然に防止し、児童生徒の安全を確保するため、ブロック塀等(ブロック塀、石塀、れんが塀およびこれに類する塀)の除去費用の一部を補助しています。

補助対象

次のいずれかを満たすもの

- ・通学路に面し、ブロック塀等の高さが2.2メートルを超えるもの
- ・通学路に面し、ブロック塀等の高さが1.2メートルを超えるもので、控え壁が3.4メートル以内の間隔で設置されていないもの

対象者

次のすべてに該当する方

- ①補助対象ブロック塀等を所有し、そのブロック塀の除却(全部を解体、撤去または改修を行う個人または法人)
- ②町税等を滞納していないこと

補助金額

次のいずれか少ない方の額の3分の2(上限20万円)

- ・ブロック塀等の工事に要する経費
 - ・ブロック塀等の総延長に80,000円を乗じた額
- ※県産材を利用した再設置は、上限60万円

申請方法

教育委員会事務局までご相談ください。

問合せ

教育委員会事務局
☎0778-47-8005

